

2026年度

水防実施計画

2026年 5月

池 田 市

目 次

第1章 総則	1
第2章 水防の責任	1
第1節 市の責任	1
第2節 ため池管理者の責任	1
第3章 水防区域	1
第1節 河川	1
第2節 雨水幹線	2
第3節 ため池	3
第4章 水防組織及び配備体制	5
第1節 水防警戒準備体制	5
第2節 水防本部	5
第3節 水防本部の配備体制	5
第4節 水防本部会議	6
第5節 消防団	7
第5章 水防施設及び資器材並びに輸送	9
第1節 水防施設	9
第2節 水防倉庫と資器材	9
第3節 輸送	9
第4節 土のうステーション位置図	10
第6章 警戒準備	10
第1節 気象予報	10
第2節 伝達経路	10
第3節 雨量、水位の観測・通報	12
第7章 決壊の通報及び処置	12
第1節 通報	12
第2節 処置	12
第3節 隣接する水防管理団体との協力応援	12
第4節 警察協議	13
第5節 自衛隊の派遣要請	13
第6節 関係機関等への要請	13
第8章 避難	13
第1節 避難	13

第1章 総 則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定に準じて、法第1条の目的を達成するために、池田市内の河川等に対する水防活動上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、その他水防活動に必要な資材及び応援協力等の整備、運用について定める。

第2章 水防の責任

第1節 市の責任

市は、水防区域内における水防を十分に果たさなければならない。

第2節 ため池管理者の責任

ため池管理者は、水害が予想されるとき、水防管理者の指揮下に入り、監視、通報その他必要な処置を行わなければならない。

第3章 水防区域

第1節 河川

河川はその現状と河川氾濫等が公共上及ぼす影響の程度を勘案して次のとおり区分される。（主要河川・ため池位置図参照）

名 称	始点 終点	備考
猪名川	自 神埼川合流点 (左岸) 7,400m 至 兵庫県界 (右岸) 1,300m	
余野川	自 猪名川合流点 (左岸) 3,720m 至 余野川橋 (右岸) 3,720m	
箕面川	自 兵庫県界 (左岸) 7,200m 至 一の橋 (右岸) 7,200m	
石澄川	自 箕面川合流点 (左岸) 2,270m 至 一級河川区域 (右岸) 2,250m	
江原川	自 八王寺2丁目 至 伊丹市界	

(前兆現象)

- 流水が急激に濁りだした場合、流木が混ざり始めた場合
- 降雨が続いているにも関わらず、水位が急激に減少し始めた場合
- 降雨量の減少にも関わらず、水位が低下しない場合
- 落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合

第2節 雨水幹線
分流雨水

名称	始点 終点	断面 (m)	延長 (m)	備考
神田雨水幹線	自 神田4丁目 至 桃園1丁目	1.5×2.2 ~1.7×1.1	1,423	
新町神田雨水幹線	自 神田1丁目 至 室町	2.0×1.4 ~1.3×1.0	1,141	一部 暗渠
綾羽満寿美雨水幹線	自 満寿美 至 大和町	2.1×0.9 ~1.4×0.9	774	暗渠
建石神田雨水幹線	自 神田4丁目 至 城南2丁目	5.9~×2.4 ~1.4×0.9	1,384	一部 暗渠
八王寺川雨水幹線	自 八王寺2丁目 至 五月丘4丁目	5.5×2.4 ~1.5×0.9	4,696	
八王寺鉢塚雨水幹線	自 八王寺2丁目 至 鉢塚3丁目	1.1×1.4 ~0.8×0.8	525	一部 暗渠
荒堀川雨水幹線	自 鉢塚1丁目 至 畑3丁目	2.5×1.5 ~4.6×1.5	1,991	一部 暗渠
錆川雨水幹線	自 八王寺2丁目 至 畑3丁目	3.5×2.2 ~0.6×0.7	3,446	一部 暗渠
ダイハツ町雨水幹線	自 ダイハツ町 至 豊島北1丁目	1.5×1.6 ~1.5×1.1	418	一部 暗渠
豊島天神雨水幹線	自 ダイハツ町 至 豊島北1丁目	1.5×2.1 ~1.5×0.9	808	一部 暗渠
畑雨水幹線	自 旭丘2丁目 至 畑1丁目	2.0 ~1.1	689	円形管

貯留施設等

名称	始点 終点	断面 (m)	延長 (m)	貯留量 (m ³)	備考
八王寺川雨水増補幹線	自 八王寺2丁目 至 渋谷2丁目	3.5 ~1.1	1,948	10,000	円形管
石橋第1増補幹線	自 豊島南1丁目 至 住吉1丁目	2.4 ~1.0	1,150	3,500	円形管
夫婦池	自 八王寺2丁目 至 八王寺2丁目			35,000	調整池

学大脇塚幹線貯留管	自 ダイハツ町 至 ダイハツ町	2.4	550	2,500	円形管
神田地区貯留施設	自 神田3丁目 至 ダイハツ町	2.0	251	3,000	円形管 貯留槽

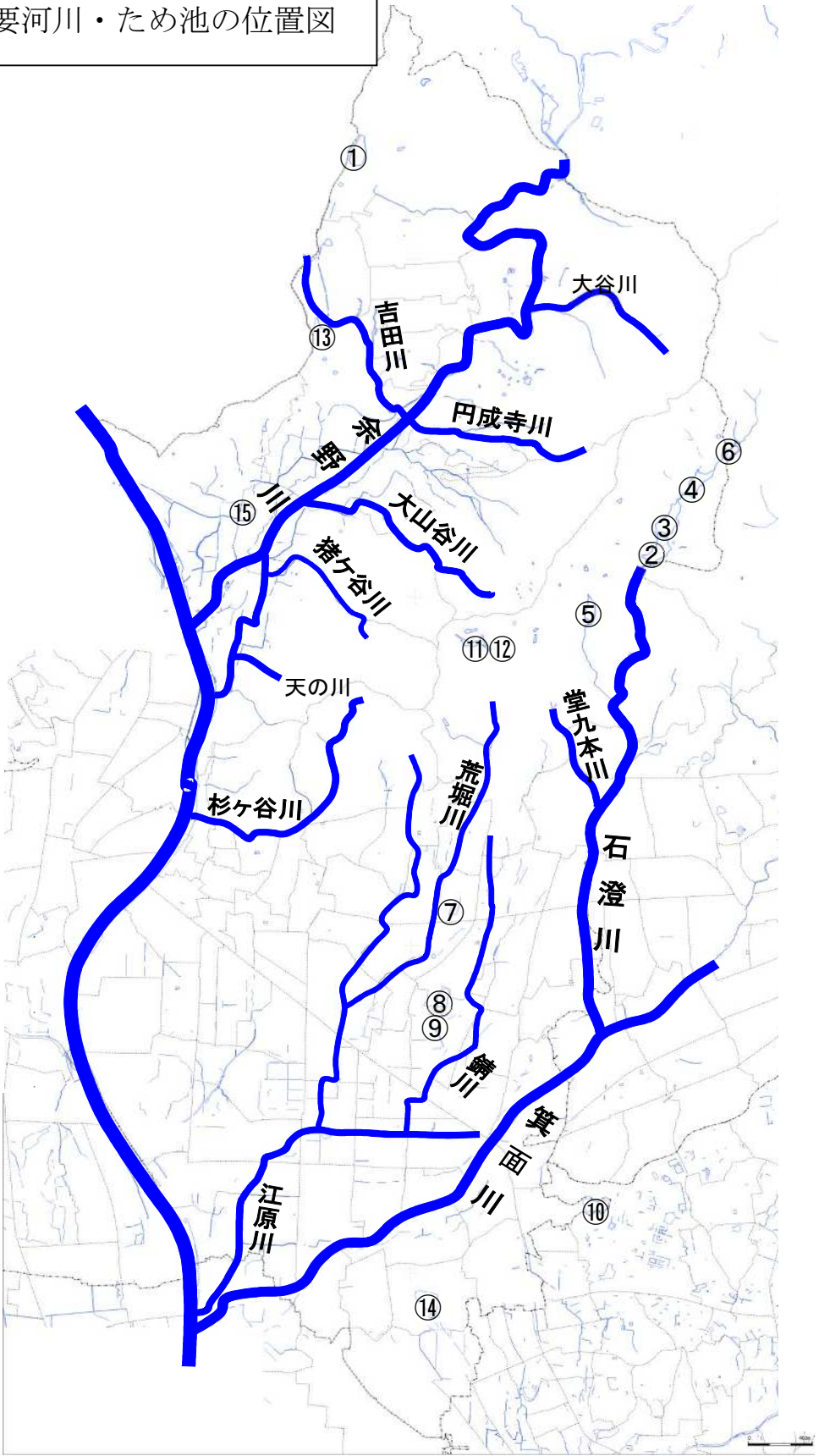
第3節 ため池

ため池の管理者は、施設の保全に努め、水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行なわれるように努めるものとする。

ため池は公共上及ぼす影響の程度を勘案し水防区域を次のとおり区分される。(主要河川・ため池位置図参照)

No.	名称	場所	管理者	備考
1	長尾池	吉田町 (伏尾ゴルフ内)	細河地区水利権者連合会	
2	尻池	畑3丁目	秦野土地改良区	
3	中池	畑3丁目	秦野土地改良区	
4	皿池	畑3丁目 (箕面ゴルフ内)	秦野土地改良区	
5	眠谷池	畑3丁目	秦野土地改良区	
6	藤ヶ谷池	畑3丁目 (箕面ゴルフ内)	秦野土地改良区	
7	新池	渋谷2丁目	下渋谷農業実行組合	
8	舟池	鉢塚3丁目	才尊農業実行組合	
9	二尾池	鉢塚3丁目	才尊農業実行組合	
10	中山池	石橋3丁目	大阪大学財務部資産決算課	
11	丸池	畑3丁目	上渋谷農業実行組合	
12	下池	畑3丁目	上渋谷農業実行組合	
13	長谷池	吉田町 (長尾橋下)	吉田財産区	
14	宮ノ前池	住吉2丁目	四ヶ村水利組合	
15	ぬま地	古江町	池田市	

主要河川・ため池の位置図



第4章 水防組織及び配備体制

第1節 水防警戒準備体制

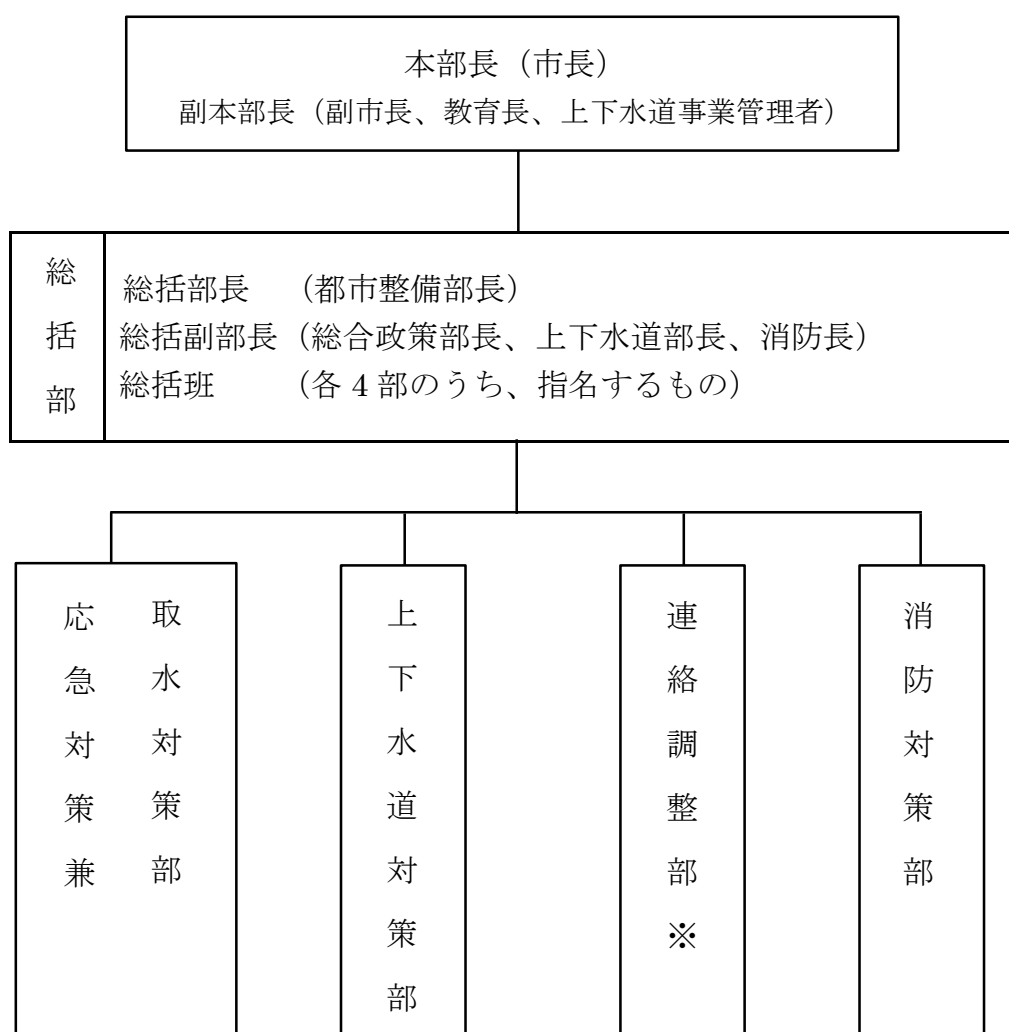
池田市水防警戒準備体制用組織編成を年度毎に別途作成する。

第2節 水防本部

本市において、水防活動の必要が生じたとき、水防活動を統括し水防業務の円滑な実施を図るために水防本部を設置する。なお、災害対策本部が設置されたときは、水防本部の機能は災害対策本部に受け継がれる。

第3節 水防本部の配備体制

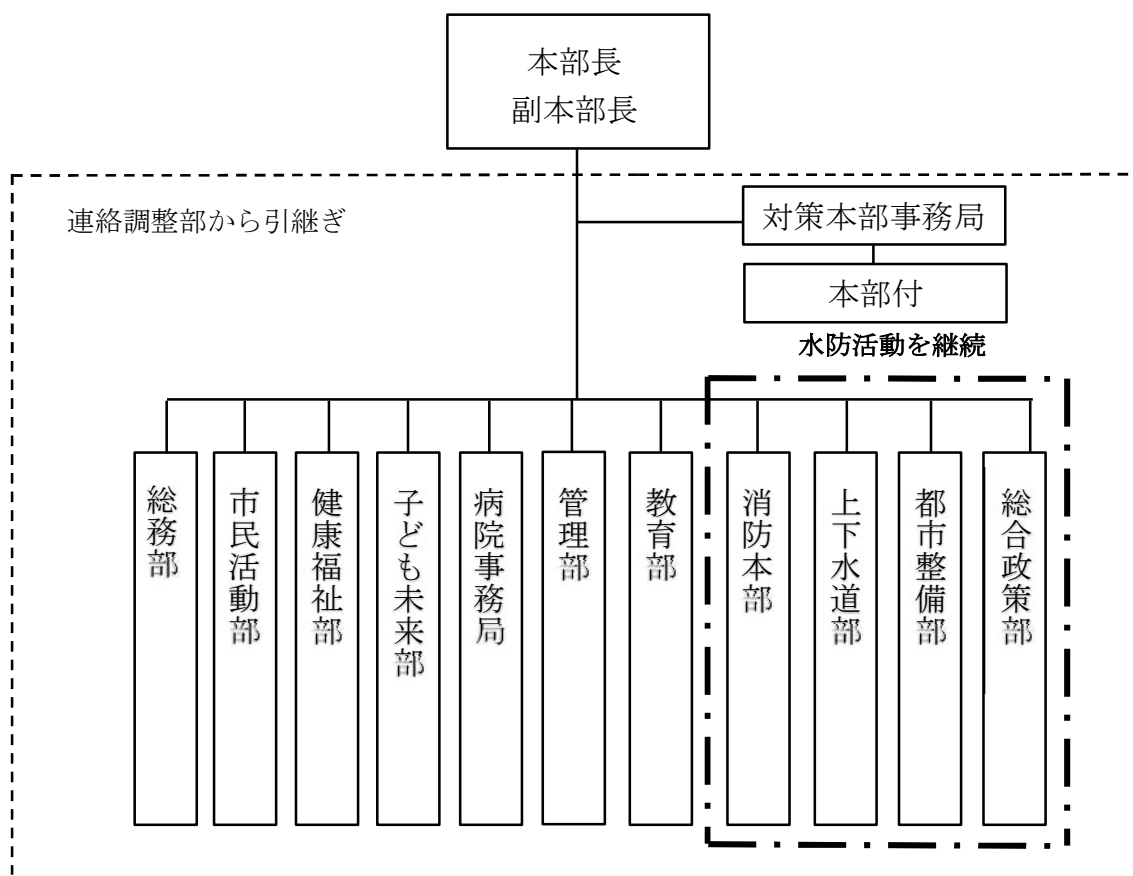
水防本部組織



※連絡調整部は、総合政策部、教育部、管理部、病院事務局、子ども未来部、健康福祉部、市民活動部、総務部を含む。

●災害対策本部へ移行時、連絡調整部は総括部へ移行し、総括部長は都市整備部長から総合政策部長へ引き継がれる。

災害対策本部組織



配備体制

1号配備	今後の気象情報と水位情報に十分注意と警戒を要すると共に、水防活動の必要が予想されるとき
2号配備	水防活動の必要が予想されるとき、又は開始し、1号配備では体制不十分と判断されるとき
3号配備	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは事態の規模が大きくなって、2号配備では体制不十分と判断されるとき

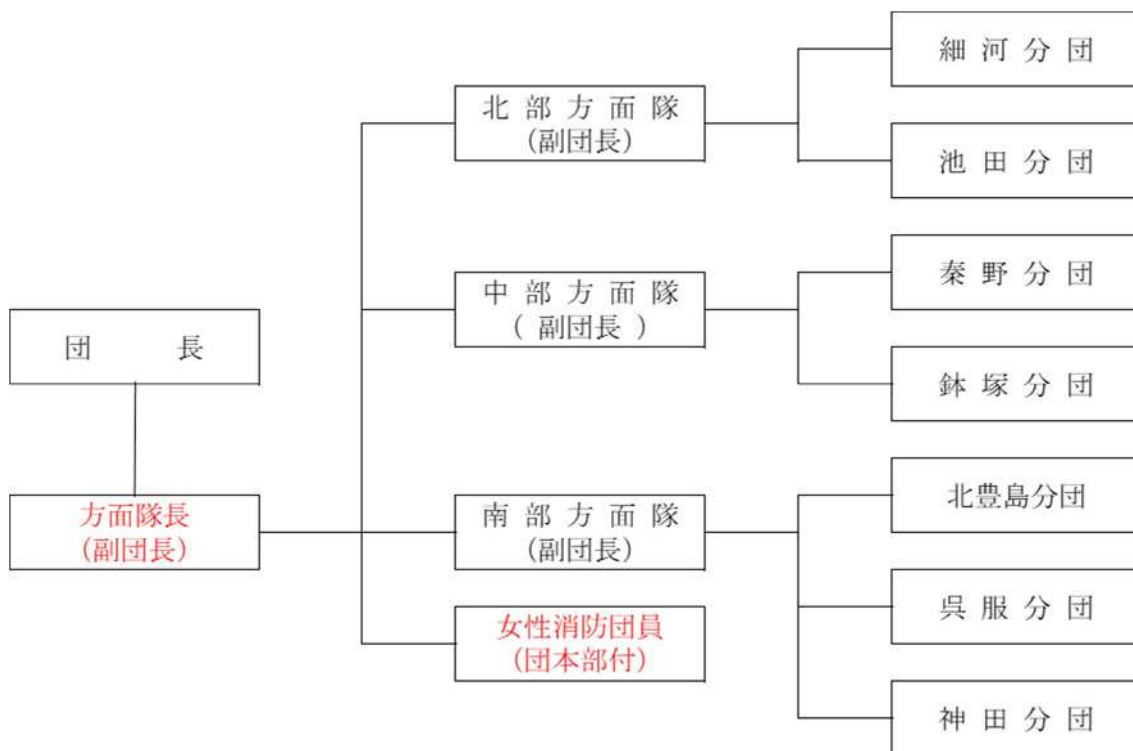
第4節 水防本部会議

水防活動等を行うために水防本部会議を開催する。水防本部会議の事務は、総括部が行う。

第5節 消防団

消防団は、水防管理者より依頼があった場合、消防長及び消防団長等の指示により出動し、水防活動に従事するものとする。

1 消防団組織図



2 消防団の担当区域

名称	位置	担当区域
団本部	八王寺1丁目2番1号 (池田市消防本部内)	
細河分団	東山町597番3号	木部町、中川原町、東山町、古江町、吉田町、伏尾町、伏尾台1～5丁目
池田分団	栄本町11番9号	新町、西本町、綾羽1～2丁目、槻木町、栄町、栄本町、城山町、建石町、大和町、菅原町、城南1～3丁目、上池田1～2丁目、五月丘2丁目、五月丘1、5丁目の一部
秦野分団	渋谷3丁目15番12号	畑1～5丁目、渋谷1～3丁目、五月丘1、5丁目の一部、

		五月丘3～4丁目
鉢塚分団	鉢塚2丁目7番22号	緑丘1～2丁目、鉢塚1～3丁目、旭丘1～3丁目、井口堂1丁目の一部、荘園1丁目の一部
北豊島分団	天神2丁目2番15号	豊島南1丁目、豊島南2丁目の一部、住吉1～2丁目、荘園1丁目の一部、井口堂1丁目の一部、井口堂2～3丁目、空港1～2丁目、石橋1～4丁目、天神1～2丁目、豊島北1～2丁目
呉服分団	満寿美町5番2号	室町、桃園1～2丁目、姫室町、呉服町、満寿美町、宇保町、八王寺1丁目、八王寺2丁目の一部
神田分団	神田4丁目17番22号	神田1～4丁目、八王寺2丁目の一部、ダイハツ町、豊島南2丁目の一部、荘園2丁目

3 水防区域

消防団が行う水防区域は市全域とし、必要に応じ方面隊として活動するものとする。ただし、各分団が行う水防区域は、原則として分団管轄区域とする。

4 出動の指示

団長は、水害の発生する恐れがあるとき、または発生したときは、水防本部等及び消防本部と協議し、必要な分団等に出動を指示するものとする。

5 消防団の配備体制

第1号配備	団本部員召集及び各分団は、詰所待機及び出場準備
第2号配備	全団員召集

6 解除

団長は、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったときは、水防本部等及び消防本部と協議のうえ、消防団の配備を解除するものとする。

第5章 水防施設及び資器材並びに輸送

第1節 水防施設

国土交通省が管理する神田排水機場は、池田市が国土交通省猪名川河川事務所より操作業務を委託されている。

管理区分	施設名等	場所
国土交通省	神田排水機場	神田4丁目16番地

第2節 水防倉庫と資器材

管理区分	倉庫名等	場所
池田市	神田資材置場 (神田水防倉庫)	神田3丁目 (中国自動車道高架下)
	土のうステーション	市役所駐車場 木部会館 姫室・室町会館 早苗の森光明公園 水月公園 石橋駅前公園 石橋小学校正門前
大阪府	城南水防倉庫	城南2丁目6番地 (阪急電鉄高架下)
	豊島水防倉庫	豊島北1丁目

2025年3月31日現在

資器材	数量	資器材	数量
土のう袋	3000袋	スコップ	20丁
土のう(真砂土)	3000袋	皿箆	10枚
ロープ	15束	荷棒	10本
ブルーシート	30枚	つるはし	15丁
掛矢	4丁	鍬	8丁

※ 土のう(真砂土)及びその他資器材は神田水防倉庫に保管。

第3節 輸送

水防活動に必要な車両は、市保有車両を使用する。また、状況により関係事業者等に協力を要請し対応する。

第4節 土のうステーション位置図

※別添参照

第6章 警戒準備

第1節 気象予報

大阪管区气象台からの水防活動の利用に供するため、府下に発表される気象予報の種類及び発表基準は次のとおりである。

1 レベル2 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

2 レベル3～4 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。大雨警報・河川氾濫警報・土砂災害警報が発令されたときは、1号配備の体制をとる。

3 レベル5 特別警報

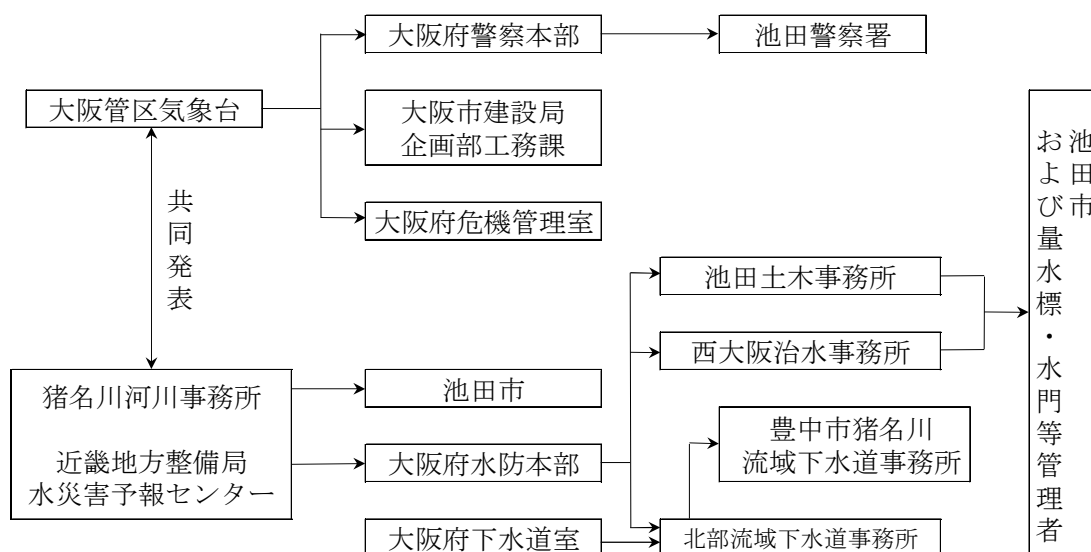
大雨等、気象現象等によって、尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

4 土砂災害警戒情報

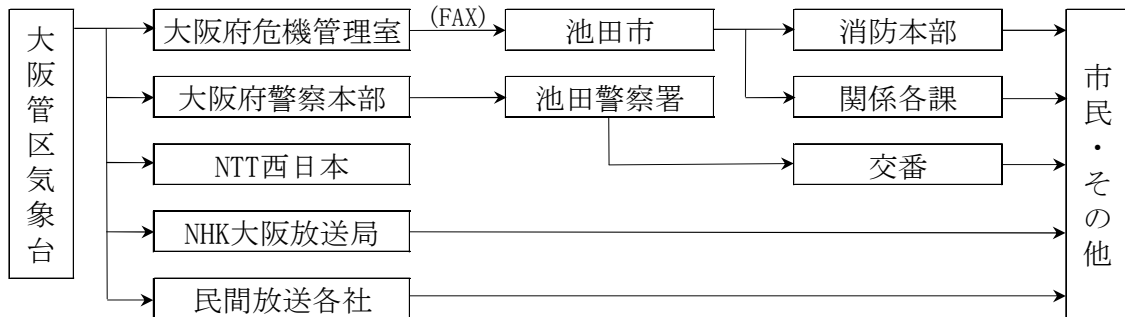
大阪府及び大阪管区气象台より土砂災害警戒情報が作成され、伝達される。警戒レベル4避難指示の必要な措置を講じる場合、水防本部は、災害対策本部へ移行する。

第2節 伝達経路

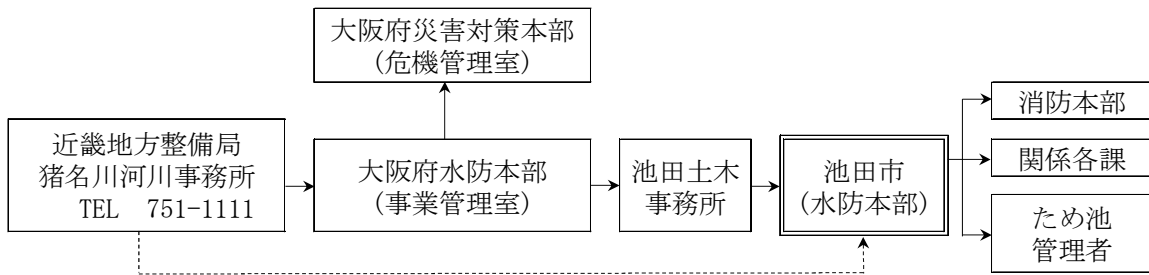
● 氾濫警戒予報等の関係機関への伝達経路



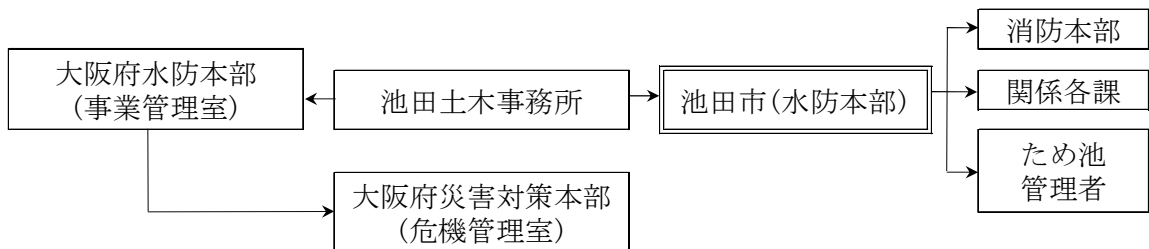
● 気象予報警報等の伝達経路



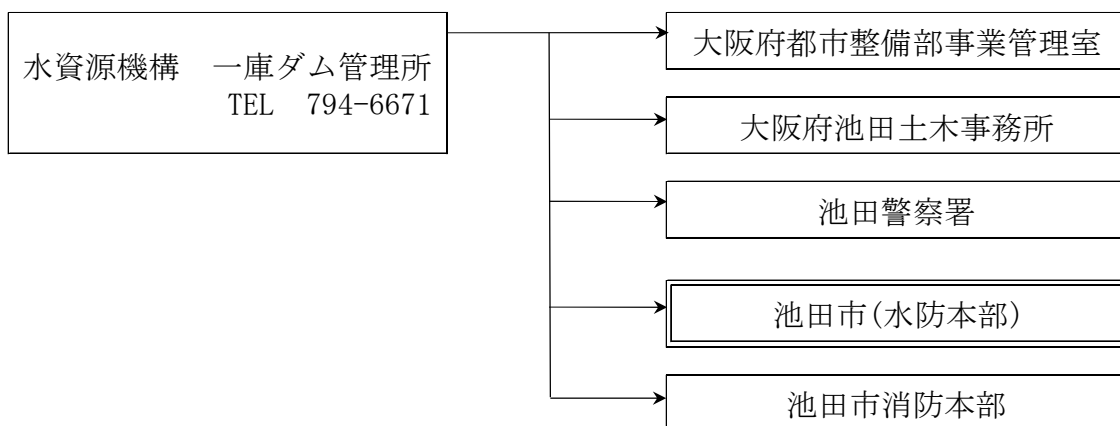
● 国土交通省が発表する猪名川水防警報伝達経路



● 大阪府知事が発表する水防警報伝達経路



●水資源機構一庫ダム管理所が発表するダム放流連絡の伝達経路



第3節 雨量、水位の観測・通報

雨量の観測は、総括部及び消防対策部が行う。また、水位の観測は応急対策部に水位変動を監視させる。監視にあたり、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したときは直ちに水防総括部等に報告する。

量水標の所在地及び水位

観測所	河川名	所在地	水位 (m)					管理者
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	氾濫 発生	
小戸	猪名川	池田市西本町	1.00	2.50	3.40	4.00	5.01	猪名川河川事務所
軍行橋	猪名川	伊丹市下河原	1.50	3.00	—	—	—	猪名川河川事務所
高橋	余野川	池田市東山町	1.00	1.75	2.00	2.30	—	池田土木事務所
箕面川橋	箕面川	池田市石橋2丁目	1.00	2.50	2.60	2.70	—	池田土木事務所
石澄川橋	石澄川	箕面市新稲7丁目	0.35	0.65	1.50	1.70	—	池田土木事務所

第7章 決壊の通報及び処置

第1節 通報

堤防等が決壊したときは、直ちに関係機関に通報する。

第2節 処置

堤防等の決壊後においても、出来る限り被害の拡大防止に努める。

第3節 隣接する水防管理団体との協力応援

緊急を要する場合に水防管理者間において、相互支援を円滑に行うために隣接する水防管理団体等と事前に協定の締結に努める。

第4節 警察協議

水防管理者は、警察官の出動、警戒区域の監視について、協議する。

第5節 自衛隊の派遣要請

自衛隊へ派遣を要請する必要があると認められるときは、大阪府知事に対し自衛隊の派遣を文書により要請する。ただし、緊急を要する場合は、電話または口頭により要請する。

第6節 関係機関等への要請

水防管理者は、必要があるときは、関係機関、事業所、団体等に水防活動に要する人員、資器材等の提供を要請する。

第8章 避難

第1節 避難

池田市地域防災計画第3編「自然災害応急対策」第10節「避難誘導」を準用する。